

No 1	北九州市国民健康保険条例の一部改正について (保健福祉局健康医療部保険年金課)
---------	--

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減判定所得基準を緩和するため、関係規定を改めるもの

1 保険料の軽減判定所得基準の緩和（第20条関係）

軽減割合	現行	改正後
5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>26万5,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>27万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合
2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>48万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>49万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合

2 施行期日

平成29年4月1日